

砂川市訓令第37号

令和6年7月10日

令和6年度砂川市定額減税補足給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

令和6年度砂川市定額減税補足給付金支給事業実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この訓令は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する定額減税補足給付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 砂川市定額減税補足給付金（以下「補足給付金」という。）は、前条の趣旨に基づき、砂川市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 補足給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和6年1月1日時点で砂川市に住所を有する者（砂川市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。

（1） アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）上の居住者であって、令和5年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下のものに限る。）

ア 3万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）

（2） アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者（令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円以下の者に限る。）

ア 1万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

2 前項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和5年分所得税額又は令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

3 第1項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）及び同項第2号イの規定における令和6年度分個人住民税所得割額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含まない。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する補足給付金の金額は、次の各号に掲げる額の合算額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

(1) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ア 前条第1項第1号アに掲げる額

イ 前条第1項第1号イに掲げる額

(2) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ア 前条第1項第2号アに掲げる額

イ 前条第1項第2号イに掲げる額

2 前項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、補足給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和6年6月3日とする。

3 事務処理基準日以降に生じた第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額の修正等については、令和6年10月31日までに支給対象者から申出があり、かつ、当該申出について市長が適当と認めた場合に限り行うものとする。

(受給権者)

第5条 補足給付金の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

(支給の方式)

第6条 補足給付金の支給を受けようとする者は、砂川市定額減税補足給付金支給確認書（別記第1号様式。以下「確認書」という。）を提出しなければならない。

2 支給対象者に対する市による補足給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第2号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 口座振込方式 市が確認書に記載し、又は支給対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 現金受領方式 市が確認書の提出を受けた窓口で現金を交付することにより支給する方式

(代理による確認書の提出等)

第7条 代理人として前条第1項の規定による確認書の提出及び補足給付金の受給を行うことができる者は、次に掲げるものとする。

(1) 基準日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成員

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書の提出をするときは、当該確認書の代理人への委任欄に記載するものとする。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号又は第3号の者にあつて

は市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(確認書の提出期限)

第8条 確認書の提出期限は、市長が別に定める日とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条の規定により確認書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、補足給付金を支給する。

(補足給付金の支給等に関する周知等)

第10条 市長は、補足給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、支給方法等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(確認書の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条の提出期限までに第6条第1項の規定による確認書の提出が行われなかったときは、やむを得ない場合を除き、支給対象者が補足給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、やむを得ない場合を除き、当該確認書は取り下げられたものとみなす。

(補足給付金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により補足給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った補足給付金の返還を求めるものとする。

2 市長は、補足給付金の支給を受けた者から、修正申告等により新たに要件を満たすこととなる令和6年度砂川市住民税非課税世帯特別給付金支給事業実施要綱(令和6年訓令第 号)に規定する住民税非課税世帯特別給付金又は令和6年度砂川市住民税均等割のみ課税世帯特別給付金支給事業実施要綱(令和6年訓令第 号)に規定する住民税均等割のみ課税世帯特別給付金の給付の申立てがなされ、当該給付をする場合は、補足給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 補足給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年7月11日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

発行日 年 月 日

様

砂川市長

砂川市定額減税補足給付金支給確認書

※ 定額減税補足給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

令和6年分の所得税（推計）及び令和6年度の個人住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、年 月 日までに、この確認書を返送して下さい。

■支給方法、支給口座、支給額を確認してください。

支給方法

支給口座

支給額

※口座番号が空欄の場合は、裏面で振込口座を選択してください。

■定額減税補足給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分 推計所得税額	控除不足額(1)
	<input type="text"/> 円	－ <input type="text"/> 円	= <input type="text"/> 円 (<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額 (減税控除済額)	控除不足額(2)
	<input type="text"/> 円	－ <input type="text"/> 円	= <input type="text"/> 円 (<0の場合は0)
定額減税 補足給付金	所得税分の 控除不足額(1)	住民税所得割分の 控除不足額(2)	控除不足額計(3) (1)+(2)
	<input type="text"/> 円	＋ <input type="text"/> 円	= <input type="text"/> 円
			↓ 定額減税補足給付金支給額 (上記(3)を1万円単位に切上げ)
			<input type="text"/> 万円

注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年分所得税額（復興特別所得税を含まない）を基にした推計額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に支給金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年度以降に追加で支給する予定です。

※令和6年中に砂川市外に転出された方は、本確認書が、追加支給に際して必要となることがあるため、写し（コピー）を取って大切に保管ください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄（□）に×を入れてください。

【 私は給付金を受給しません □ 】

上記記載内容に異議ありません。

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

氏名(署名)	<input type="text"/>	確認日	令和	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	連絡先電話番号	<input type="text"/>
--------	----------------------	-----	----	----------------------	---	----------------------	---	----------------------	---	---------	----------------------

裏面も必ずご確認ください

表面に記載された口座を既に解約しているなどの理由で表面の口座とは異なる口座への振込を希望する場合や、口座欄が空欄の場合には、以下の欄に記入してください。(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

【受取口座記入欄】※②を選択した場合、下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

表面の記載のある口座に代えて(又は表面の口座欄が空欄の場合)、

- ①当市の住民税等の引落とし、児童手当等の支給に現に使用している口座であって、この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、税部局等に照会することを承諾します。(通帳等の写しは不要)
- 住民税等の引落口座 児童手当等の受給口座(希望する場合はいずれか1つのチェック欄(□)にレを記入してください。)
- ②下記の口座への振込を希望します。(通帳等の写し及び本人確認書類が必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
金融機関番号		1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 1普通 2当座		
店番号					
ゆうちょ銀行		通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。		(6桁目がある場合は※欄にご記入下さい) ※	※右詰めでご記入下さい		
1		0			

※金融機関で口座が作成できない等口座による受給ができない方は、砂川市社会福祉課社会福祉係(0125-74-8103)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、以下の代理確認(受給)に記入してください。※本人氏名欄は本人が署名してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名			
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
上記の者を代理人と認め、 定額減税 補足給付金の			本人氏名	日中に連絡可能な電話番号 () 署名又は記名押印
<input type="checkbox"/> 確認・請求 <input type="checkbox"/> 受給 <input type="checkbox"/> 確認・請求及び受給			<input type="checkbox"/> を委任します。 <input type="checkbox"/> 法定代理の場合は、 <input type="checkbox"/> 委任方法の選択は不要です。	

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し(表面の上の方に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合は、上記に記入した振込みを希望する口座の確認書類を提出してください。)

本人(代理人)確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し(いずれか1つ)表面の上の方に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合又は代理人が確認(受給)する場合には提出してください。